

## 班回覧

# 農業用軽油免税証交付申請受付のお知らせ

矢板県税事務所では、令和8年中に使用する農業用軽油免税証の交付申請受付を下記のとおり行います。

### 【受付場所・期間】

|           |       |                     |
|-----------|-------|---------------------|
| 市役所第2庁舎2階 | 第1会議室 | 令和8年1月8日(木)、9日(金)   |
| 喜連川支所2階   | 第1会議室 | 令和8年1月13日(火)、14日(水) |

### 【受付時間】

午前9時～11時30分・午後1時～4時  
※受付時間など時間厳守でお願いいたします。

### 【必要書類等】

- 1 **新規**に申請する場合  
●耕作証明発行手数料200円 ●栃木県収入証紙代420円  
●使用する機械の詳細がわかるもの(カタログ等) ※トラクター・コンバイン以外の場合
- 2 **継続**して申請する場合(3の場合を除く)  
●免税軽油使用者証 ●免税軽油の引き取り等に係る報告書及び添付書類(納品書等)  
●使用機械に変更がある場合は機械の詳細がわかるもの(カタログ等) ※トラクター・コンバイン以外の場合
- 3 免税軽油使用者証の有効期間の始期が令和5(2023)年以前の場合  
(免税軽油使用者証の**更新**が必要になります)  
●栃木県収入証紙代 420円 ●その他必要書類は2(継続して申請する場合)と同じ。

### 【その他】

- ※ 昨年使用した軽油の納品書等は必ず持参してください。
- ※ 免税軽油使用者が県税の滞納処分(差押等)を受け、その滞納処分の日から2年を経過していない者である場合等は交付できません。
- ※ 機械を使う作業のすべての委託を受けて農作業を行い、農業用機械に軽油を使用する方も免税証の交付が受けられます。この場合、上記の必要書類等のほかに、耕作(農作業受委託)証明書が必要です。予め農業委員会に申請し、交付を受けてください。
- ※ 体調がすぐれない場合は申請を控えてください  
(令和8年2月16日(月曜日)以降矢板県税事務所で申請できます。)

### 【問い合わせ】

矢板県税事務所課税課  
さくら市農政課振興係

TEL: 0287-43-2173  
TEL: 028-681-1117

